

令和8年度青森県サイバーセキュリティ人材育成研修業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的及び概要

デジタル化の急速な進展に伴いサイバー攻撃の脅威が増大する中、生成AIの普及による悪用・攻撃利用やサプライチェーンリスク等が増大している。本県は中小企業者が大多数を占めていることから、中小企業者の現状を踏まえたサイバーセキュリティ対策を行うことが必要である。

このため、県内の事業者を対象に、サイバーセキュリティ対策を講じるために必要な知識や基礎的な対策の手法を習得する研修を実施することで、県内事業者のサイバーセキュリティレベルの底上げに資することを目指す。

2 受講対象者

県内に事業所を有する事業者

3 業務内容等

（1）研修の企画及び運営

- ・研修は、受講者が段階的に理解を深め、サイバーセキュリティの底上げに資するよう、連続性をもたせた2回構成とする。
- ・研修内容は、各回の構成（下表）を踏まえ、サイバーセキュリティ初心者の理解の深化に配慮した内容とする。また、研修内容には、受講者が研修の受講をきっかけに、自社のサイバーセキュリティ対策を着実に推進するための具体的な取組に関する事項が含まれていることが望ましい。
- ・研修素材には、県内事業者の実情に即した県内事例を活用する。
- ・研修講師の手配及び調整並びに謝金及び旅費交通費の支払等の手続は、契約金額の範囲内で受注者の責において行うこととする。

構成	1回目	2回目
対象者	・サイバーセキュリティ対策の必要性を感じつつも、具体的な検討に着手していない者	・1回目の研修受講者 ・サイバーセキュリティ対策の実装方法に課題を抱えている者
時間	2時間程度	3時間程度
テーマ	サイバーセキュリティの基礎を学び、リスクへの対策の必要性を知る	自社のサイバーセキュリティルール（たたき台）を作成する
必須項目	・サイバー被害の脅威と自社のリスクの理解 ・自己診断ツール等を活用した自社のセキュリティ対策の現状把握 ・自社のサイバーセキュリティルール作成のために把握すべき事項	・サイバーセキュリティルールの作成手順及び作成方法 ・自社の業種及び規模に即したサイバーセキュリティ(たたき台)の作成及びブラッシュアップ

教材仕様	教材には、受講者が研修終了後に自社に持ち帰って活用できるツール（ガイドライン、テンプレート等）を含めること。
------	--

（２）開催時期

本研修は、１回目を１１月下旬、２回目を１月中旬としてそれぞれ開催する。なお、具体的日時については、発注者と受注者で別途協議し、定めるものとする。

（３）開催方法

フルオンライン形式

（４）募集チラシの作成及び受講者の募集

ア 募集チラシ（Ａ４、フルカラー、両面）を紙媒体及び電子データにより作成する。

イ 募集チラシは、対象者の関心を惹きつける、デザイン性のあるものとする。

ウ 紙媒体の募集チラシの作成数は２,０００枚以上とする。

エ 上記ア～ウにより作成した募集チラシにより効果的かつ実効性の高い手法により募集するとともに、応募者の取りまとめを行う。

オ 受講者の想定数は、各回１００名とする。

（５）アンケートの作成及び実施

研修終了後、受講者にアンケートを実施し、その結果を取りまとめる。

（６）課題の分析及び報告

研修の実施状況及び受講者へのアンケート結果を踏まえ、サイバーセキュリティ対策の推進に当たり県内事業者が抱えている課題を分析するとともに、次年度以降に開催する研修の効果的な実施方法を検討し、発注者に報告する。

４ 業務委託期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

５ 対象経費

（１）実施に係る経費（講師報酬、通信運搬費、印刷・製本費 等）

（２）委託業務に従事する者の人件費

（３）一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の１０％以内の額とする。）

（４）その他、委託業務の実施に必要と認められる経費。ただし、次の経費は対象外とする。

- ・ 備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア）の取得費
- ・ 施設・設備の設置費、改修費

６ 成果品及び納入場所等

（１）成果品（電子データ）

- ・実績報告書
- ・研修資料（PowerPoint 及び PDF）
- ・アンケート集計結果
- ・課題分析等に係る資料

（２）納入場所

青森県総合政策部ＤＸ推進課

（３）摘要

ア 実績報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容やその他業務に関連して実施した事項を記載するものとする。

イ 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

7 著作権

- （１）受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- （２）本委託業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- （３）（２）において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- （４）受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

8 留意事項

- （１）研修開催に当たり必要なライセンス、リモートツール及び研修実施場所の確保並びにインターネット接続環境の整備は、受注者において用意すること。なお、ライセンスは、契約期間中において有効なものとする。
- （２）受注者は、本委託業務が円滑に遂行されるよう留意すること。
- （３）受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- （４）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。